

山武市市内産木材利用促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

山武市長 松下浩明

山武市告示第60号

山武市市内産木材利用促進事業補助金交付要綱（平成20年山武市告示第79号）の全部を改正する。

山武市市内産木材利用促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内で産出された木材（以下「市内産木材」という。）の利用を促進し、森林資源の循環を図るため、市内産木材を使用して建築した建築物を取得した者に対し、予算の範囲内において、当該建築物の取得に要した経費の一部を補助することについて、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内産木材 市内で伐採された木材であって、市内産の木材であることの確認ができる書類が添付されたもの
- (2) 建築物 新築、増築又はリフォームを行った住宅、店舗、事務所及び作業場等全ての建物
- (3) 内装材 建築物の内部に用いる床材、壁材、天井材及び付帯する全ての部材

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、市内に本店を有する施工業者（個人にあっては、市内に住所を有する者）による建築事業で、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているものとする。

- (1) 市内において新築又は増築を行ったもので、建築に使用する木材の全部又は一部に市内産木材を使用していること。

(2) 市内においてリフォームを行ったもので、建築に使用する木材の全部又は一部に市内産木材を使用していること。

(補助金交付の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する事業により建築された建築物を取得し、市税等を滞納していない者とする。なお、補助金の交付は、建築物1棟に対し1回を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 新築、増築又はリフォームを行った部分に使用した市内産木材の使用量に1立方メートル当たり1万円を乗じて得た額以内の額とする。

(2) 前号に掲げるもののほか、市内産木材を内装材として使用した場合は、1平方メートル当たり5,000円を乗じて得た額以内の額とする。

2 前項各号で得たそれぞれの額を合計した額は、50万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。この場合において、同一の事業に係る別の補助金等の交付を同時に受ける場合、別の補助金等との合計額が当該建築工事に係る合計額を上回るときは、建築工事に係る合計額までの額を限度とする。

3 前項後段に規定する建築工事に係る合計額は、同項に規定する別の補助金等に係る補助事業において対象とする経費とする。

(事業計画の認定申請)

第6条 第3条に規定する事業を行おうとする者は、あらかじめ市長の認定を受けるため、山武市市内産木材利用促進事業計画認定申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 山武市市内産木材利用促進事業(変更)計画書(別記第2号様式)

(2) 市内産木材使用明細書(別記第3号様式)又は当該明細書と同様の事項を記載した書類

(3) 設計書及び設計図(位置図、平面図、立面図等)

(4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認済証の写し(同法に規定する申請が必要な場合に限る。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事業計画の認定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定の

上、山武市市内産木材利用促進事業計画認定（不認定）通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第8条 前条の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）を変更しようとするときは、山武市市内産木材利用促進事業計画変更認定申請書（別記第5号様式）を提出し、市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定の上、山武市市内産木材利用促進事業計画変更認定（不認定）通知書（別記第6号様式）により認定事業者に通ずるものとする。

（事業の中止又は廃止）

第9条 認定事業者は、第7条の認定を受けた日以後において、認定計画に係る事業を中止し、又は廃止しようとするときは、山武市市内産木材利用促進事業中止（廃止）届（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（認定の取り消し）

第10条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。
- (2) 認定計画と異なる建築を行ったとき。
- (3) 市長が第7条の認定を通知した日から3月以内に認定計画に係る事業に着手しないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、山武市市内産木材利用促進事業計画認定取消通知書（別記第8号様式）により認定事業者に通ずるものとする。

（事業状況報告及び確認）

第11条 認定事業者は、認定計画において使用する市内産木材が内装材以外のものを含む場合は、内装工事着手前に山武市市内産木材利用促進事業状況報告書（別記第9号様式）により事業の遂行状況を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、20日以内に市内産木材の使用状況を確認するものとする。

（市内産木材利用建築物の認定申請）

第12条 認定事業者は、認定計画による建築が完了したときは、山武市市内産木材利用建築物認定

申請書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 山武市市内産木材利用促進事業実績報告書（別記第11号様式）
- (2) 市内産木材使用明細書（別記第3号様式）又は当該明細書と同様の事項を記載した書類
- (3) ちばの木認証センター発行の「ちばの木販売管理表（A）」
- (4) 工事中及び完成後の写真
- (5) 建築基準法第7条第5項の検査済証の写し（同法に規定する申請が必要な場合に限る。）
- (6) 山武市市内産木材利用促進事業計画認定（不認定）通知書（別記第4号様式）及び山武市市内産木材利用促進事業計画変更認定（不認定）通知書（別記第6号様式、変更があった場合のみ）の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（市内産木材利用建築物の認定）

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し市内産木材利用建築物の認定の可否及び補助金交付予定額を決定の上、山武市市内産木材利用建築物認定（不認定）通知書（別記第12号様式）により認定事業者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第14条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）は、前条の規定による通知日以後1年以内に山武市市内産木材利用促進事業補助金交付申請書（別記第13号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 山武市市内産木材利用建築物認定（不認定）通知書（別記第12号様式）の写し
- (2) 建築工事請負契約書の写し又は不動産売買契約書の写し
- (3) 市税等納付状況の確認同意書（別記第14号様式）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、山武市市内産木材利用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第15号様式）により補助申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助申請者は、規則第16条の規定により、交付決定の日から30日以内に山武市市内産木材利用促進事業補助金交付請求書（別記第16号様式）により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に補助金の交付決定通知を受けた補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があると認めるときは、当該補助金を返還させることができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第6条関係）

山武市市内産木材利用促進事業計画認定申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

申請者 住所

氏名

山武市市内産木材利用促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、山武市市内産木材利用促進事業計画について認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 山武市市内産木材利用促進事業（変更）計画書
- 2 市内産木材使用明細書又は当該明細書と同様の事項を記載した書類
- 3 設計書及び設計図（位置図、平面図、立面図等）
- 4 建築基準法第6条第1項の確認済証の写し（同法に規定する申請が必要な場合に限る。）
- 5 その他市長が必要と認める書類







山武市市内産木材利用促進事業計画変更認定申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で認定された山武市市内産木材利用促進事業計画の変更について認定を受けたいので、山武市市内産木材利用促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 山武市市内産木材利用促進事業（変更）計画書
- 2 市内産木材使用明細書又は当該明細書と同様の事項を記載した書類
- 3 設計書及び設計図（位置図・平面図・立面図等）
- 4 建築基準法第6条第1項の確認済証の写し（同法に規定する申請が必要な場合に限る。）
- 5 その他市長が必要と認める書類

※上記関係書類のうち変更があったものを添付すること。



第7号様式（第9条関係）

山武市市内産木材利用促進事業中止（廃止）届

年 月 日

（宛先）山武市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で認定された山武市市内産木材利用促進事業計画については、下記の理由により、事業を中止（廃止）するので、山武市市内産木材利用促進事業補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

事業中止（廃止）の理由

山武市市内産木材利用促進事業計画認定取消通知書

年 月 日

様

山武市長



年 月 日付け 第 号で認定した山武市市内産木材利用促進事業計画については、下記の理由により事業計画認定を取り消すことを決定したので、山武市市内産木材利用促進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 該当条文 山武市市内産木材利用促進事業補助金交付要綱第10条第1項第 号
- 2 事業計画認定を取り消した理由



山武市市内産木材利用建築物認定申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で（変更）認定された山武市市内産木材利用促進事業が完了し、山武市市内産木材利用建築物の認定を受けたいので、山武市市内産木材利用促進事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 山武市市内産木材利用促進事業実績報告書
- 2 市内産木材使用明細書又は当該明細書と同様の事項を記載した書類
- 3 ちばの木認証センター発行の「ちばの木販売管理表（A）」
- 4 市内産木材使用証明書
- 5 工事中及び完成後の写真
- 6 建築基準法第 7 条第 5 項の検査済証の写し（同法に規定する申請が必要な場合に限る。）
- 7 山武市市内産木材利用促進事業計画認定（不認定）通知書及び山武市市内産木材利用促進事業計画変更認定（不認定）通知書（変更があった場合）の写し
- 8 その他市長が必要と認める書類

山武市市内産木材利用促進事業実績報告書

- 1 建築物の建築場所 山武市
- 2 建築物の種別 専用住宅 併用住宅 店舗 事務所 作業場 その他 ( )
- 3 施工の種別 新築 増築 リフォーム
- 4 建物延べ床面積 \_\_\_\_\_  $m^2$   
 (新築は延べ床面積全体、増築は増築部分、リフォームは施工部分)
- 5 木材の生産場所 山武市
- 6 工事着手年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 7 棟上年月日 (新築) \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 8 工事完了年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 9 市内産木材納入業者等名 \_\_\_\_\_
- 10 施工業者

所在地 山武市  
 名 称 \_\_\_\_\_

11 補助金の算定 (内装材以外)

市内産木材使用量	補助基本額	補助金額①	備 考
$m^3$	10,000円/ $m^3$	円	使用量×10,000円

12 補助金の算定 (内装材)

市内産木材使用量	補助基本額	補助金額②	備 考
$m^2$	5,000円/ $m^2$	円	使用量×5,000円

13 補助金額 (①+②) \_\_\_\_\_ 円③ (上限50万円)

※同一の事業に係る別の補助金交付がある場合は、以下の計算により補助金額を算出する。

有の場合 補助事業名 \_\_\_\_\_ 補助金額 \_\_\_\_\_ 円④

当該補助事業に係る補助対象事業費 (建築工事費) \_\_\_\_\_ 円⑤

建築工事費⑤－補助金額 (③+④) = プラス又は 0 … ③が補助金額

建築工事費⑤－補助金額 (③+④) = マイナス …… ⑤－④が補助金額

補助金額 (⑤－④) \_\_\_\_\_ 円



山武市市内産木材利用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号で認定された山武市市内産木材利用建築物について、補助金の交付を受けたいので、山武市補助金等交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 山武市市内産木材利用建築物認定（不認定）通知書の写し
- 2 建築工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し
- 3 市税等納付状況の確認同意書
- 4 その他市長が必要と認める書類

市税等納付状況の確認同意書

年 月 日

（宛先）山武市長

申請者 住所

氏名

㊦

私は、山武市市内産木材利用促進事業補助金交付申請書の審査にあたり、市税等の納付状況を確認することに同意します。

記

- 1 市民税の滞納の有無
- 2 固定資産税の滞納の有無
- 3 軽自動車税の滞納の有無
- 4 国民健康保険税の滞納の有無
- 5 介護保険料の滞納の有無
- 6 後期高齢者医療保険料の滞納の有無

山武市市内産木材利用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

山武市長



年 月 日付けで申請のあった山武市市内産木材利用促進事業補助金について、審査の結果、下記のとおり補助金の交付（不交付）決定をしたので、山武市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

記

1 決定

交付決定額 円

2 不交付

(理由)

山武市市内産木材利用促進事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 山武市長

申請者 住所

氏名



年 月 日付け 第 号で通知された補助金の交付について、山武市補助金等交付規則第 16 条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	銀行・農協・信用金庫・( )	支店・支所
口座の種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		